社労士会員のための

顧問弁護士による無料法律相談

相談の主な内容

- ■ 労使紛争（残業、業務変更、有期雇用、解雇、セクハラ、パワハラ等）
- ■ 労使紛争解決手続（あっせん、労働審判）
- ■ ユニオン関係
- ■ 労災補償裁判
- ■ その他　労働関係諸問題の解決に向けた相談

相　談　場　所

■ 愛知中央 SR 経営労務センター会議室
（名古屋市中村区竹橋町５－５さかえビル４階）



相　　談　　員

■ 顧問弁護士

相　　談　　日

■ 原則、毎月第３水曜日（祝日の場合は前日）

相　談　時　間

■ １４時００分～１６時００分のうち、３０分間（１日４名まで）

予　約　方　法

■ 完全予約制（期日までに予約がない場合、開催致しません。）

※　毎月５日までに、裏面「無料法律相談申込書」により、愛知中央ＳＲ経営労務センターまで、ＦＡＸ又はメールでお申込み下さい。



愛知中央ＳＲ経営労務センター
電　話：０５２－４５２－２３３６
ＦＡＸ：０５２－４５２－２２９８

無料法律相談申込書

FAX 送信先 052-452-2298（愛知中央 SR 経営労務センター）

<table>
<tr><td>※2
相談希望日時</td><td colspan="4">令和　　年　　月　　日（　　）

下記、希望する時間の□に「レ」点を付してください。

第 1 希望　　第 2 希望
□　　□　　14 時 00 分～14 時 30 分
□　　□　　14 時 30 分～15 時 00 分
□　　□　　15 時 00 分～15 時 30 分
□　　□　　15 時 30 分～16 時 00 分</td></tr>
<tr><td>相談されたい内容</td><td colspan="4">下記、希望する相談の□に「レ」点を付してください。
□ 労使紛争（残業、業務変更、有期雇用、解雇、セクハラ、パワハラ等）
□ 労使紛争解決手続（あっせん、労働審判）
□ ユニオン関係
□ 労災補償裁判（死亡事故、労災の是非に係る発病等）
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="4">相談の概要を簡略にご記入ください。

（企業規模・業種・労働者数・相談対象事項に関わっている方々の関係性等も
簡単で結構ですのでご記入ください）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申込社労士氏名
連絡先電話番号・FAX 番号</td><td>社労士氏名</td><td colspan="3">（　No.　　）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
</table>

※1　この用紙は、その都度コピーしてご利用ください。
※2　相談希望日時は原則毎月第 3 水曜日（祝日の場合は前日、時間は 14 時 00 分～16 時 00 分の 30 分単位）
※3　相談申し込みは、FAX でお願いします。
※4　**相談当日までに事象を時系列に沿ってまとめ、今後どうされたいか整理した上でご来所ください。**

以下は愛知中央 SR 経営労務センターが記入します。

SR 受付	□　上記の時間で承りました。 □　時間変更の場合→　　時　　分～　　時　　分へ変更 □　その他→